

## 平成25年度第2回市民健康づくり審議会次第

日 時 平成26年3月20日（木）  
午後1時30分から  
場 所 小金井市保健センター  
1階 大会議室

### 1 委嘱状の交付

### 2 委員自己紹介

### 3 議 事

- (1) 会長の互選について
- (2) 副会長の互選について
- (3) 市民健康づくり審議会の運営等について
- (4) 健康増進計画（平成24～28年度）の進捗状況について
- (5) 保健衛生事業について

### 4 その他

#### ※ 配付資料

- 資料1 小金井市市民健康づくり審議会委員名簿
- 資料2 小金井市健康づくり審議会の運営等（案）について
- 資料3 小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領
- 資料4 意見・提案シート（案）
- 資料5 保健衛生事業について

# 小金井市市民健康づくり審議会委員名簿

資料 1

平成 26 年 2 月 1 日現在

番号	氏 名	推 薦 団 体	選 出 区 分
1	あらいとしお 新井利夫	公募市民	一般選出
2	たまきとみこ 玉木とみ子	公募市民	一般選出
3	なかざとしげこ 中里成子	公募市民	一般選出
4	むらさわときい 村澤トキイ	公募市民	一般選出
5	きのしたりゆういち 木下隆一	小金井市商工会	一般選出
6	せきねゆうじ 関根優司	市議会	市議会議員
7	さいとうひろかず 齋藤寛和	小金井市医師会	医療関係者
8	こばやしひさじ 小林久滋	小金井市医師会	医療関係者
9	うちやままさゆき 内山雅之	小金井市医師会	医療関係者
10	おおさわしげき 大澤繁喜	小金井歯科医師会	医療関係者
11	おおにしよしお 大西義雄	小金井市薬剤師会	医療関係者
12	あめみややすお 雨宮安雄	小金井市社会福祉協議会	社会福祉関係者
13	こめじせつこ 古明地節子	小金井市民生委員児童委員協議会	社会福祉関係者
14	はりまあかね 播磨あかね	東京都多摩府中保健所	保健所職員
15	ぜんによじてるお 善如寺日雄	小金井市体育協会	社会体育関係者

## 小金井市市民健康づくり審議会の運営等について（案）

### 1 会議録作成の基本方針等

- (1) 小金井市市民健康づくり審議会（以下「審議会」という。）における会議録の作成は、市民参加条例施行規則第 5 条の規定により、①全文記録、②発言者の発言内容ごとの要点記録、③会議内容の要点記録の作成方法のうち、**（記録方法）**とする。
- (2) 会議録は、原則として次回の審議会で内容の確認後、ホームページに掲載し、情報公開コーナー（第二庁舎 6 階）等に据え置き公開する。
- (3) 発言者名を正確に把握するため、審議会での発言は会長が指名後、名前を発言してから行う。（例「〇〇です。〇〇〇については、・・・」）

### 2 審議会の公開

審議会は、小金井市市民参加条例第 6 条の規定により、原則として公開する。

### 3 審議会の開催日時及び会場

審議会は、原則として **（曜日・時間帯）**、**（会場）**にて開催する。

### 4 審議会の傍聴

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領のとおりとする。

### 5 資料提出等

- (1) 委員が書面で資料等を提出する場合は、資料名、委員名、提出日を記載して事務局へ審議会開催日の **〇日前**の午後 5 時までに提出するものとする。
- (2) 傍聴者を含む市民からの審議会の検討内容等に対する意見は、**「意見・提案シート」**を用いて、審議会開催日の **〇日前**の午後 5 時までに提出し（氏名、提出日を記載していただく。）、審議会で配付するものとする。

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領

平成 16 年 4 月 1 日  
制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 号の規定に基づき法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置される機関（以下「附属機関等」という。）の会議の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の確保)

第 2 条 附属機関等の長は、会議を開催しようとするときは、傍聴席が確保できるよう努めなければならない。ただし、会議会場の広さ等により傍聴席の確保が困難な場合は、この限りでない。

(傍聴人の数)

第 3 条 附属機関等の会議の傍聴人の数は、会議会場の広さ等を考慮し、附属機関等の長が決めるものとする。

(傍聴人の手続及び決定)

第 4 条 会議を傍聴しようとする者は、附属機関等の長に申し込み、小金井市附属機関等の会議傍聴券（様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

3 傍聴人は、原則として会議開催予定時刻の 10 分前から先着順で決定する。ただし、会議開催予定時刻の 10 分前における傍聴希望者が、前条に規定する傍聴人の人数を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決するものとする。

(傍聴券の提示)

第 5 条 傍聴人は、係員から要求があったときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第 6 条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを持っている者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
  - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器を持っている者
  - (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者
- (傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会議の長が別に定める。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

## 意見・提案シート（案）

◆審議会の検討内容（今回・次回以降）についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、健康課にご提出ください。次回開催の○日前に届いたものは、審議会で資料として配付します。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

提出日            年            月            日

氏 名 \_\_\_\_\_

※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。無記名の場合は参考資料として委員に配付し、インターネット等での公開は行いません。

(送付先)

小金井市福祉保健部健康課

〒184-0015 小金井市貫井北町5-18-18 連絡先：042-321-1240

FAX：042-321-6423 E-mail：s050499@koganei-shi.jp

## 1 成人歯科健康診査事業

目的 高齢期の歯の喪失の原因となる歯周疾患の早期発見に努め、  
生涯を通じ自分の歯で過ごせることを目的に実施

実施期間 9月2日から11月30日

	平成24年度			平成25年度		
対象者	35歳から70歳の 節目年齢の市民			35歳から80歳の 節目年齢の市民		
年齢	対象人数	受診人数	受診率	対象人数	受診人数	受診率
35	1,827	215	11.8%	1,808	215	11.9%
40	1,837	208	11.3%	1,865	198	10.6%
45	2,064	237	11.5%	1,874	191	10.2%
50	1,649	185	11.2%	1,813	215	11.9%
55	1,312	146	11.1%	1,397	185	13.2%
60	1,364	154	11.3%	1,325	178	13.4%
65	1,578	266	16.9%	1,629	282	17.3%
70	1,141	261	22.9%	1,172	270	23.0%
75				854	227	26.6%
80				855	250	29.2%
全体	12,772	1,672	13.1%	14,592	2,211	15.2%

## 2 高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業

目的 高齢者の肺炎の約5割の要因と言われている肺炎球菌について  
ワクチン接種で肺炎の感染・発症・重症化を予防するため

実施期間 10月1日から12月28日

対象者 接種時に65歳以上の市民※

肺炎球菌ワクチンと1回も受けたことのない方

自己負担額 5000円（生活保護受給者0円）

定員 500人

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度
申込者数	467	518
接種者数	381	455

## 3 高齢者インフルエンザ予防接種事業

目的 個人の発病及びその重症化を防止するとともに接種により  
まん延を予防するため

対象者 接種時に65歳以上の市民※

実施期間 10月15日から12月28日

自己負担額 2200円（生活保護受給者0円）

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度
接種者数	8,900	9,355

※60歳から64歳で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に  
1級程度の障害を有するものを含む



健康増進計画の進捗状況調査

分野 具体的施策	具体的事業	事業内容・目標	頁	平成24年度実施状況	目標を達成するための課題等	今後の方向性	担当課
第1節 栄養・食生活 (1) 栄養相談・指導の充実	① 栄養個別相談	妊産婦・乳幼児から成人・高齢者まで、個々の状況に合わせた食生活の改善など、相談、指導の充実を図ります。	74	栄養個別相談 56人 乳幼児健診等の栄養相談 765人		継続	健康課
第1節 栄養・食生活 (1) 栄養相談・指導の充実	② 栄養集団相談	地域住民のニーズに合わせた多様なテーマを設定し、自らが楽しみながら栄養改善・生活改善等について学べるよう、生活の向上及び健康づくりへの意識の高揚を図ります。	74	栄養講習会の開催数と参加者数は以下のとおり ・開催数・・・6回 ・参加者数・・・77人	すぐに定員に達してしまう事業であり、キャンセル待ち等の連絡を円滑に行い、出来るだけ多くの市民に利用して頂けるよう、努めていく。	継続	健康課
第1節 栄養・食生活 (2) 乳幼児・妊婦への栄養指導の充実	① マタニティクッキング	妊婦(概ね30周までの妊婦)とそのパートナーを対象に、妊娠中の栄養についての講義、調理実習及び試食を行います。	74	マタニティクッキングの開催数と参加者数は以下のとおり ・開催数・・・4回 ・参加者数・・・28人	就労妊婦が増えているため、平日の参加者が少ない傾向にある。	継続	健康課
第1節 栄養・食生活 (2) 乳幼児・妊婦への栄養指導の充実	② 離乳食教室	概ね8か月から11か月までの乳児の保護者を対象に、離乳食3回食への進め方についての講義や試食を行います。	74	離乳食教室の開催数と参加者数は以下のとおり ・開催数・・・12回 ・参加者数・・・176人	すぐに定員に達してしまう事業であり、キャンセル待ち等の連絡を円滑に行い、出来るだけ多くの市民に利用して頂けるよう、努めていく。	継続	健康課
第1節 栄養・食生活 (2) 乳幼児・妊婦への栄養指導の充実	③ こどもクッキング	2歳から就学前までの幼児とその保護者を対象に、こどもの栄養についての講義、調理実習及び試食を行います。	74	こどもクッキングの開催数と参加者数は以下のとおり ・開催数・・・4回 ・参加者数・・・76人	すぐに定員に達してしまう事業であり、キャンセル待ち等の連絡を円滑に行い、出来るだけ多くの市民に利用して頂けるよう、努めていく。	継続	健康課
第1節 栄養・食生活 (2) 乳幼児・妊婦への栄養指導の充実	④ 乳幼児食育メール	0～5歳の乳幼児の保護者を対象に、毎月1回、管理栄養士が食に関するコラム・レシピなど、お子さんの月齢に合わせた情報を配信します。	74	乳幼児食育メール 登録者数 928人※6歳以降の登録者は除く (0～1歳 247人、2～3歳 442人、4～5歳 239人)	周知の徹底に努める。	継続	健康課
第1節 栄養・食生活 (3) 食育の推進	① 食育推進計画の推進	小金井市食育推進計画に定める、「小金井らしい食育のあるひとづくり・まちづくり」を基本に、地域のふれあいを大切に、環境に優しい食生活の実践を図ります。	75	小金井市食育推進会議 目的:市長の諮問に応じ、市の食育推進計画の作成及びその実施の推進に関する重要事項を審議する。 構成:13人(市民4人、学識経験者2人、関係団体の役員又は職員5人、関係行政機関の職員1人、市の職員1人) 開催:3回 ①平成24年度第1回(6月15日) 内容:食育推進計画について ②平成24年度第2回(10月31日) 内容:食育推進計画について ③平成24年度第3回(3月21日) 内容:食育推進計画について	平成25年3月7日に公布した小金井市食育推進基本条例も踏まえ、小金井市食育推進計画の改定を行う。 また、条例の施行に伴い、審議会の委員及び回数も拡大する。	拡大	健康課
第1節 栄養・食生活 (3) 食育の推進	② 食生活に関する知識の普及・啓発	国の「食事バランスガイド」を活用し、主食・主菜・副菜のそろった食事の大切さを伝えます。	75	栄養講習会や健康づくりフォローアップ事業等で食事バランスガイドを使用して栄養講義を実施した。		継続	健康課
第1節 栄養・食生活 (3) 食育の推進	② 食生活に関する知識の普及・啓発	6月の食育月間にちなんで、講演・イベント等を実施します。	75	食育月間行事 開催日:5月27日 会場:東京学芸大学 内容:キッズカーニバル2012に食育ブースを出展した。 ①箸で豆つかみ体験コーナー②配膳クイズ③野菜の匂あてクイズ④野菜あてクイズ⑤野菜軽量体験⑥野菜スタンプを使ったお絵かきコーナー⑥地場野菜販売 参加者数:760人(大人290人、子ども470人)	前年度に保健会場で行った参加者を大幅に上回ったため、平成24年度に引き続き、キッズカーニバルへの参加を予定する。	継続	健康課
第1節 栄養・食生活 (3) 食育の推進	③ 学校における食育の推進	児童生徒が発達段階に応じた望ましい食習慣を身につけ、食への理解が促進されるよう、学校教育活動全体で食育を推進していきます。	75	心身の健康のために栄養や食事の取り方を理解することや、食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝の心を育む活動、地域の産物・食文化を理解し尊重する心を持つことなど、「食育」の目標を達成するための様々な教育活動を実施した。	「食育」に関する指導実践を深めるための授業研究と実践例を、市内小・中学校へ広げていく必要がある。	継続	学務課 指導室

健康増進計画の進捗状況調査

分野 具体的施策	具体的事業	事業内容・目標	頁	平成24年度実施状況	目標を達成するための課題等	今後の方向性	担当課
第1節 栄養・食生活 (3) 食育の推進	④食育や食品等に関する情報提供の推進	市民が食品や食生活に関する知識を身に付け、自分に必要な情報を選択する力を養うことができるよう市報や「食育ホームページ」等を活用し、正しい情報提供の普及を図ります。	75	●食育ホームページ編集委員会 目的:食育を推進するために公開する食育ホームページを、地域情報を含めた親しみやすいものとするため設置する。 構成:7人(食育推進会議委員3人、市民ボランティア4人) 開催:12回 ●食育ミニパンフレット 『小金井らしい食生活』の推進のためミニパンフレットを作成し、健康課事業や飲食店・商店等で配布し、市民へ食育に関する普及啓発を行った。 配布数:1,300部	●食育ホームページを長期的に運営していくための運営環境の確保及び普及啓発するためのレシビタラン作成について、引き続き、編集委員会と協議を行う。 ●今後は飲食店や商店だけでなく、保健センターで実施する健診等でも配布することを検討する。	継続	健康課
第1節 栄養・食生活 (3) 食育の推進	⑤食育関連団体登録制度の推進	食育や食生活の改善、その他食生活を豊かにする活動を行っている団体や個人に対する登録制度を推進し、情報交換や情報発信等の支援を行います。	75	食育関連団体登録制度 内容:食育や食生活の改善その他食生活を豊かにするための市内で活動に取り組む団体等の登録を行い、情報交換や関連情報等の支援をする。 登録数:9団体	これまでは食育月間行事の実施に合わせて、食育関連団体の交流会を開催していたが、平成24年度から食育月間行事はキックスタートイベントへ出典することとなったため、別途交流の場を設けるよう検討する。	継続	健康課
第2節 身体活動・運動 (1) 生涯スポーツの普及促進	①情報提供・啓発の推進	身体活動・運動の大切さについて普及啓発を図るとともに、身体活動に対する市民の意識を高めます。	79	市民体育祭やスポーツ教室、各種大会を実施することによりスポーツの普及啓発に努めた。	より多くの市民にスポーツイベント等への参加を促す。	拡大	生涯学習課
第2節 身体活動・運動 (1) 生涯スポーツの普及促進	①情報提供・啓発の推進	スポーツ・レクリエーション施設の状況や関連事業の情報を分かりやすく提供し、市民が気軽に参加できるように支援します。	79	市報、市ホームページで情報提供している。	適時情報発信できるよう努めるとともに、市民が興味を持ち、参加したいと思ってもらえるよう、内容を工夫する。	継続	生涯学習課
第2節 身体活動・運動 (1) 生涯スポーツの普及促進	②身近にできるスポーツ・体操等の普及	市内の公園や施設をめぐるコースなどを活用したウォーキングや、いつでもどこでも気軽にできる健康体操等の普及に努めます。また、実施場所や実施時間の周知など参加しやすい環境整備に努めます。	79	ウォーキングフェスタ東京ソーデーマーチを都立小金井公園で開催し、10,815人の参加があった。市民体育祭において市民健康づくりラジオ体操大会を開催し、33人が参加、シニアスポーツフェスティバルにおいてラジオ体操大会を開催し、142人が参加した。	市内コースを作るなどの取り組みや、参加者を増やすための広報に努める。	継続	生涯学習課
第2節 身体活動・運動 (1) 生涯スポーツの普及促進	②身近にできるスポーツ・体操等の普及	ウォーキングや健康体操の良さを普及するための講座や勉強会を開催します。	79	学芸大学との連携事業として、「新春ウォーキング・ジョギング教室」を実施している。また、まなびあい出前講座のメニューとして、「体育施設の利用について」を設定しているが、平成24年度の申込は無かった。	市民ニーズの把握に努め、新規事業の必要性も含め検討する。	継続	生涯学習課
第2節 身体活動・運動 (1) 生涯スポーツの普及促進	②身近にできるスポーツ・体操等の普及	市や関係機関が作成している各種のウォーキングマップについて、普及と活用の促進を図ります。	79	総合体育館及び栗山健康運動センターで配布している。また、平成24年度は国民体育大会リハール大会の総合案内所において配布した。	引き続き普及と活用の促進を図る。	継続	生涯学習課
第2節 身体活動・運動 (1) 生涯スポーツの普及促進	②身近にできるスポーツ・体操等の普及	誰もが生涯にわたり親しむことができるニュースポーツの普及を図ります。	79	市内小学校でスポーツ推進委員が指導する「ニュースポーツ出前教室」を実施している(4校で実施、児童386人参加。種目はドッチビー)。小中学生を対象に実施している「土曜スポーツクラブ」の種目として、バドミントンやドッチビーを行っている。体育の日に実施している「市民スポーツレクリエーションの集い」において、ニュースポーツ(ユニカール、スポーツチャンバラ他)を紹介している。	市民が気軽に参加できるような種目を研究し、普及に努める。	継続	生涯学習課
第2節 身体活動・運動 (2) スポーツ・レクリエーションの振興	①スポーツ・レクリエーション機会の拡充	スポーツ人口の底辺拡大と相互交流を推進するため、市民体育祭などのスポーツ大会を充実します。	79	・市民体育祭:29種目、8,031人参加 ・シニアスポーツフェスティバル:16種目、1,108人参加 ・都民体育大会(市代表選手派遣)17種目、270人参加 ・市町村総合体育大会(市代表選手派遣)13種目、105人 ・都民生涯スポーツ・スポレクふれあい大会(市代表選手派遣)10種目、109人参加	参加者を増やすための広報に努める。	継続	生涯学習課
第2節 身体活動・運動 (2) スポーツ・レクリエーションの振興	①スポーツ・レクリエーション機会の拡充	高齢者や障がいのある人、親子など、だれもが気軽に参加できるスポーツのイベント、教室やレクリエーションの活動の場を充実します。	79	60歳以上の方を対象にした「いきいき健康スポーツ教室、40歳以上の方を対象としたシニアスポーツフェスティバル(16種目)、障がいのある方を対象とした水泳教室、2歳から就学前の子供と親を対象とした親子体操教室等、対象に応じた教室・大会等を実施している。	参加者を増やすための広報に努める。	継続	生涯学習課
第2節 身体活動・運動 (2) スポーツ・レクリエーションの振興	②スポーツ指導者の育成・派遣	各種スポーツの指導者を育成するため、研修などを充実します。	79	スポーツ推進委員を対象に実技研修(ドッチビーの指導)を実施した(22人参加)。その他、東京都等が実施する研修会等に参加した(計8回、延べ48人参加)。	幅広い活動ができるよう、様々な内容について取り組む必要がある。	継続	生涯学習課

## 健康増進計画の進捗状況調査

分野 具体的施策	具体的事業	事業内容・目標	頁	平成24年度実施状況	目標を達成するための課題等	今後の方向性	担当課
第2節 身体活動・運動 (2)スポーツ・レクリエーションの 振興	②スポーツ指導者の育成・派遣	指導者などを市民の要望に応じて紹介・派遣するためのシステムを充実します。	79	市内小学校にスポーツ推進委員を派遣して指導する「ニュースポーツ出前教室」を実施している。	市民ニーズを把握し、今後さらなる推進が図れるよう検討していく。	継続	生涯学習課
第2節 身体活動・運動 (2)スポーツ・レクリエーションの 振興	③団体・組織の育成・支援	団体同士が連携することにより、各団体の活動が活発になるよう、団体のネットワーク化を支援し、連携を促進します。	79	体育協会、地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員協議会との定期的な協議の場を検討中。	体育協会、地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員協議会との定期的な協議の場を持ち、連携を深めていく。	継続	生涯学習課
第2節 身体活動・運動 (2)スポーツ・レクリエーションの 振興	③団体・組織の育成・支援	地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブを育成・支援します。	79	総合型地域スポーツクラブ「黄金井倶楽部」に対し、補助金(2,220,000円)を交付した。その他、活動場所の提供、スポーツ事業の委託等を通じて活動を支援している。	市民に定着するよう、引き続き支援する。	継続	生涯学習課
第2節 身体活動・運動 (3)スポーツ・レクリエーションの 場の充実	①施設の整備	総合体育館の大規模改修をはじめ、テニスコート場の改修、上水公園運動施設の整備など、スポーツ施設の充実を図ります。	80	総合体育館大規模改修工事として、冷暖房機改修工事、電気設備改修工事)を実施した。また、定期的な整備工事として、上水公園運動施設テニスコート整備工事を実施した。	適正な整備計画を立てる。補助金の活用等の財源の確保に努める。	継続	生涯学習課
第2節 身体活動・運動 (3)スポーツ・レクリエーションの 場の充実	①施設の整備	市民のスポーツ・レクリエーションの場として、また、青少年の研修の場として、利用者が有意義に過ごせるよう清里山荘の充実を図ります。	80	自然体験教室、天体教室、親子のふれあい教室、バスツアー等事業を実施。(平成24年度利用者9,656人)	利用者の意見を聴きながら、魅力ある事業を実施する。	継続	生涯学習課
第2節 身体活動・運動 (3)スポーツ・レクリエーションの 場の充実	②学校体育施などの地域開放	小・中学校の学校体育施設を活用し、市民の健康増進を図ります。	80	スポーツ開放(緑小:卓球、前原小:剣道、本町小:バドミントン、一中:柔道)を実施。 一中クラブハウスの開放、南中テニスコートの開放を実施。上水公園運動施設の併設施設として一中テニスコートを活用。	小中学校の協力を得て、引き続きスポーツの場を提供していく。	継続	生涯学習課
第2節 身体活動・運動 (3)スポーツ・レクリエーションの 場の充実	②学校体育施などの地域開放	市内にある高等学校、大学などの施設を利用できるよう積極的に働きかけます。	80	市民体育祭陸上競技大会を東京学芸大学の陸上競技場で開催(240人参加)	本来学校の授業、クラブやサークル活動に使用するための施設であることから、調整が困難である。	継続	生涯学習課
第2節 身体活動・運動 (3)スポーツ・レクリエーションの 場の充実	③地域・近隣市との連携	市内にある民間施設についても、市民が利用できるよう関係機関と協議します。	80	市民大会祭及びシニアスポーツフェスティバルの弓道大会を小金井神社弓道場で実施。市外施設としては、小金井カントリー倶楽部、立川国際カントリー倶楽部、大月射撃場、栄倶楽部スキー場、東大和スケートセンター、志賀高原一ノ瀬スキー場等の利用実績がある。	市民ニーズを把握するとともに、活用可能な施設があるか、検討を進めていく。	継続	生涯学習課
第2節 身体活動・運動 (3)スポーツ・レクリエーションの 場の充実	③地域・近隣市との連携	近隣市と連携し、スポーツ・レクリエーション施設の相互利用について検討します。	80	近隣4市(武蔵野市、三鷹市、西東京市、小金井市)で共同利用を実施	引き続き相互に協力していく。	継続	生涯学習課
第3節 休養・こころの健康づくり (1)休養・こころの健康についての 知識の普及	①こころの健康に関する健康教室等の充実	睡眠、休養、こころの健康について、健康教育などさまざまな機会を通して知識の普及に努めます。	83	○精神障害者ヘルパーフォローアップ研修(市内ヘルパー事業所の従業者向け)を2回開催。ヘルパーのスキルアップを図った。 ○精神障害者ボランティア養成講座(市民向け)を4回開催。精神障がいのある方へのボランティア要員の育成、掘り起しを図った。 ○なかよし市民まつり(10月開催)にて、自殺防止対策の一環として、市内精神障がい団体と共同でゲートキーパー等、精神障がいに関する啓発活動を行った。 ○東京都と連携し、3月と9月に行われる「自殺防止！東京キャンペーン」を市報掲載し、相談先等の周知を図った。	多くの方が参加頂けるような研修やイベントにするためにも、参加者からアンケート等を募り、次年度は要望の多かったテーマとする等、担当者の創意工夫が求められる。	継続	関係各課 (自立生活支援課)
第3節 休養・こころの健康づくり (1)休養・こころの健康についての 知識の普及	①こころの健康に関する健康教室等の充実	趣味、運動、レクリエーションなど、市民が自分に合ったストレス対処法を知り、また、ストレス解消法を身につけることができるよう普及啓発を図ります。	83	デイケア事業を実施。精神に障がいのある方向けに、週1回レクリエーション等の実施を行い、利用者のストレスケアや生活訓練等を行っている。	まだ、デイケア事業の参加者枠には空きがあるため、さらに参加者を募るためにも、一層の周知が必要となっている。	継続	関係各課 (自立生活支援課)

健康増進計画の進捗状況調査

分野 具体的施策	具体的事業	事業内容・目標	頁	平成24年度実施状況	目標を達成するための課題等	今後の方向性	担当課
第3節 休養・こころの健康づくり (1) 休養・こころの健康についての知識の普及	②うつ病等精神疾患への対応の推進	うつ病などの精神疾患について正しく理解し、早期に気づくことができるよう、症状や対応方法に関する普及啓発を行います。	83	○精神障害者ヘルパーフォローアップ研修(市内ヘルパー事業所の従業者向け)を2回開催。ヘルパーのスキルアップを図った。 ○精神障害者ボランティア養成講座(市民向け)を4回開催。精神障がいのある方へのボランティア要員の育成、掘り起しを図った。 ○なかよし市民まつり(10月開催)にて、自殺防止対策の一環として、市内精神障がい団体と共同でゲートキーパー等、精神障がいに関する啓発活動を行った。 ○東京都と連携し、3月と9月に行われる「自殺防止！東京キャンペーン」を市報掲載し、相談先等の周知を図った。	多くの方が参加頂けるような研修やイベントにするためにも、参加者からアンケート等を募り、次年度は要望の多かったテーマとする等、担当者の創意工夫が求められる。	継続	自立生活支援課
第3節 休養・こころの健康づくり (1) 休養・こころの健康についての知識の普及	③自殺予防に向けた取組の推進	自殺予防について、相談窓口の周知に努めます。	83	○市民向け(特に学生向け)映画上映会「育子からの手紙」を上映(11月開催)。いのちの大切さについての学ぶ場を設け、自殺防止対策についての普及啓発を図った。 ○なかよし市民まつり(10月開催)にて、自殺防止対策の一環として、市内精神障がい団体と共同でゲートキーパー等、精神障がいに関する啓発活動を行った。 ○東京都と連携し、3月と9月に行われる「自殺防止！東京キャンペーン」を市報掲載し、相談先等の周知を図った。	各市もまだ当事業について模索していること、また、効果がはっきりと表れにくい事業であることから、長期的な視点が求められる事業である。	拡大	自立生活支援課
第3節 休養・こころの健康づくり (2) こころの相談体制の充実	①関係機関との連携による相談の充実	こころの健康に関して心配のある人やその家族を対象に、相談窓口の周知に努めます。	83	○上記の研修会や上映会、市民まつり等で自立生活支援課で行っている相談窓口の紹介や、地域生活支援センター「そら」の紹介を行っている。 ○定期的に自立支援医療費助成制度(精神通院)の案内や上記の東京都キャンペーン等の記事を市報掲載し、周知を図っている。	課独自のチラシや小冊子を作製することや、関係各部署との連絡、協力体制の一層の強化が求められる。	継続	自立生活支援課
第3節 休養・こころの健康づくり (2) こころの相談体制の充実	②児童生徒の心と体のケアの充実	児童生徒の心身の健やかな発達を図るため、健康や体力の保持、増進をするための指導を行います。	83	生活指導担当教員による指導・講和や、養護教諭による保健指導、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣を実施した。	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーのニーズが多く、時間的、人数的に対応できていない。	継続	指導室
第3節 休養・こころの健康づくり (2) こころの相談体制の充実	②児童生徒の心と体のケアの充実	いじめや不登校問題をはじめ、児童生徒の心のケアについて、教育相談施設と各校のカウンセラーの連携による相談体制を充実します。	83	学校だけでは対応が困難な事例等に対して、臨床心理士の専門的な知識・技術を用いたり、元学校管理職者の経験や知識を生かし、児童・生徒や保護者の相談に応じてきた。	もくせい教室が小学校の不登校児童のニーズに対し、設備や指導者数の面で応えられていない。	継続	指導室
第4節 飲酒・喫煙 (1) 飲酒に関する取組の推進	①適量飲酒の普及啓発	飲酒に関する正しい知識を普及し、「節度ある適度な飲酒」の習慣を保つことができるよう意識啓発に努めます。	86	・妊娠届を提出した妊婦に対しお酒が健康に与える影響について記載のある冊子を配布。 ・両親学級に参加した妊婦とパートナーを対象に、お酒が健康に与える影響についての記載のある冊子を配布。 妊娠届出数と両親学級参加数は以下のとおり ・妊娠届出数・・・1,164件 ・両親学級参加者数・・・実人数326人、延人数679人	引続き、資料配布を実施し、市民の意識の向上に努める。	継続	健康課
第4節 飲酒・喫煙 (1) 飲酒に関する取組の推進	②未成年者の飲酒の防止	児童生徒を対象に飲酒の影響についての知識の普及・啓発を図るとともに、未成年者における飲酒の影響について市民に周知します。	86	学習指導要領に基き、小・中学校の保健の授業において、飲酒による健康被害について学習している。(指導室)		継続	関係各課
第4節 飲酒・喫煙 (2) 喫煙に関する取組の推進	①たばこの健康被害についての普及啓発	一般市民や妊婦などを対象に、たばこが健康に与える影響について、情報提供を推進します。また、学校保健と連携して、たばこの影響についての普及啓発を行います。	86	・妊娠届を提出した妊婦に対したばこが健康に与える影響について記載のある冊子を配布。 ・両親学級に参加した妊婦とパートナーを対象に、たばこが健康に与える影響についてのパンフレットを配布。 妊娠届出数と両親学級参加数は以下のとおり ・妊娠届出数・・・1,164件 ・両親学級参加者数・・・実人数326人、延人数679人	引続き、資料配布を実施し、市民の意識の向上に努める。	継続	健康課
第4節 飲酒・喫煙 (2) 喫煙に関する取組の推進	②受動喫煙防止対策の推進	多数の市民が集まる公共施設における禁煙・分煙対策を推進し、その情報を市民に周知します。	86	庁舎内は全面禁煙とし、屋外の禁煙スペースは人の往来が少ない場所を指定し、分煙対策を行っている。	引き続き、分煙対策の推進に努める	継続	関係各課 (管財課、コミュニティ文化課)

健康増進計画の進捗状況調査

分野 具体的施策	具体的事業	事業内容・目標	頁	平成24年度実施状況	目標を達成するための課題等	今後の方向性	担当課
第4節 飲酒・喫煙 (2) 喫煙に関する取組の推進	② 受動喫煙防止対策の推進	健康被害を受けやすい妊婦や乳幼児の家庭内受動喫煙防止のために、乳幼児健診等のさまざまな機会を捉えて、禁煙とその継続を図るよう啓発します。	86	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届を提出した妊婦に対したばこが健康に与える影響について記載のある冊子を配布。</li> <li>・両親学級に参加した妊婦とパートナーを対象に、たばこが健康に与える影響についてのパンフレットを配布。</li> </ul> 妊娠届出数と両親学級参加数は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届出数・・・1,164件</li> <li>・両親学級参加者数・・・実人数326人、延人数679人</li> </ul>	引き続き、資料配布を実施し、市民の意識の向上に努める。	継続	関係各課 (健康課)
第4節 飲酒・喫煙 (2) 喫煙に関する取組の推進	③ 禁煙支援等の推進	禁煙希望者への相談や専門機関への紹介を行うとともに、特定保健指導事業などと連携して効果的な禁煙への支援体制づくりを推進します。	86	当該年度に40歳以上になる小金井市国民健康保険の被保険者で特定健康診査を受診した者のうち、腹囲、BMI、血糖、脂質、血圧、喫煙等の基準から生活習慣病発症のリスクが高い者に対して特定保健指導を行った。本人が希望した場合は、喫煙、禁煙に関する保健指導行動計画を作成し、改善を図った。	特定健康診査の受診結果のうち、血糖、脂質、血圧等で基準を超えた場合、喫煙の習慣がある者は、ない者に対して生活習慣病発症のリスクが高いとされている。特定保健指導のなかでは、主に食事、運動についての指導を行っているが、喫煙者に対しては喫煙習慣をふまえた保健指導行動計画を作成し、本人にあった指導を行っていく必要があると考える。	継続	関係各課 (保険年金課)
第4節 飲酒・喫煙 (2) 喫煙に関する取組の推進	④ 未成年者の喫煙の防止	児童生徒を対象にたばこの害についての知識の普及・啓発を図るとともに、未成年者によるたばこの購入と販売防止について、家庭や販売店等への周知を徹底します。	86	学習指導要領に基き、小・中学校の保健の授業において、喫煙による健康被害について学習している。(指導室)		継続	関係各課 (児童青少年課、学務課、指導室)
第5節 歯と口腔の健康 (1) 歯科健康診査・相談の充実	① 成人歯科健康診査	35歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢の市民を対象に、成人歯科健康診査を実施し、高齢期の歯の喪失の原因となる歯周疾患の早期発見に努めます。	89	若いうちから歯を大切にするために成人歯科健診を35歳から70歳までの5歳刻みの節目対象者に実施した。 年令別の受診者数と受診率は以下のとおり 35歳＝215人 11.8% 40歳＝208人 11.3% 45歳＝237人 11.5% 50歳＝185人 11.2% 55歳＝146人 11.1% 60歳＝154人 11.3% 65歳＝266人 16.9% 70歳＝261人 22.9% <b>全体＝1,672人 13.1%</b>	国の推奨する8020運動に基づき高齢者の健康増進を図るために、平成25年度から受診対象者を拡大し75歳・80歳を増やした。	拡大	健康課
第5節 歯と口腔の健康 (1) 歯科健康診査・相談の充実	② 妊婦歯科健診	妊娠中に口腔健診を行い、疾患の予防や早期発見に努めるとともに、妊婦自身の歯科保健意識、健康観の向上及び家族への波及効果を図ります。	89	妊婦の個別口腔内診査と歯科保健指導及びブラッシング指導を実施した。 実施回数年18回 実施人数151人 有病者率36%	疾患の予防や早期発見を図り、自身の歯科保健意識と健康観の向上を導き、有病者率の低下に努める。	継続	健康課
第5節 歯と口腔の健康 (1) 歯科健康診査・相談の充実	③ 歯科健康教育・相談	ライフステージの各段階においてふさわしい歯科教育・相談を実施し、市民の口腔における健康の保持増進を図ります。	89	各種保健衛生事業において歯科健康教育と相談を実施した。 乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診:各健診月2回実施 両親学級10回:248人、離乳食教室12回:323人、 保育園及び児童館歯科教育9回:284人、 出前まなびあい講座(市内公共施設)3回:26人、 小金井市民の歯の健康1回:421人	引き続き、各段階においてふさわしい歯科教育・相談を実施し、市民の口腔における健康の保持増進に努める。	継続	健康課
第5節 歯と口腔の健康 (1) 歯科健康診査・相談の充実	④ かかりつけ歯科医の紹介	要介護者の方、障がいのある方で、歯科医院にかかっていない方に対して、かかりつけ歯科医の紹介を行います。	89	歯科医師会との連携を図り障害者又は要介護者に対するかかりつけ歯科医の紹介を実施した。	引き続き、歯科医師会との連携を図りかかりつけ歯科医の紹介に努める。	継続	健康課
第5節 歯と口腔の健康 (2) 子どもの歯の健康づくり	① 乳幼児歯科相談室	乳幼児の口腔の健全な発育発達を促すため、1歳6か月児・3歳児健康診査を踏まえ、むし歯予防教室をはじめ、歯科健康診査、歯科予防処置を運動して実施します。	89	乳幼児歯科相談室を設け「むし歯予防教室40回」「歯科健診40回」「歯科予防処置70回」を行い、乳幼児の口腔の健全な発育発達を促進し、歯科における健康増進を実施した。	引き続き、乳幼児の口腔の健全な発育発達を促進し、歯科における健康増進に努める。	継続	健康課
第5節 歯と口腔の健康 (2) 子どもの歯の健康づくり	② 学校における歯科保健の充実	小中学校では、歯や口腔疾患の早期予防・早期発見のため、定期的な歯科健診や児童生徒へ正しい知識の普及・啓発を図ります。	89	定期健康診断の結果により、疾病等見つかった児童生徒に治療勧告を行っている。		継続	学務課 指導室
第5節 歯と口腔の健康 (3) 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進	① 歯周病予防対策の推進	生活習慣病をはじめ、さまざまな全身疾患と歯周病との相互関係について、健康教室やその他の機会を通じて正しい知識の普及・啓発を図ります。	89	各健康教室において、市民の口腔における健康の保持増進の普及・啓発に努めた。 糖尿病予防教室 メタボリックシンドローム予防教室(男の健康教室) 高脂血症予防教室	引き続き、健康教室やその他の機会を通じて正しい知識の普及・啓発に努める。	継続	健康課

健康増進計画の進捗状況調査

分野 具体的施策	具体的事業	事業内容・目標	頁	平成24年度実施状況	目標を達成するための課題等	今後の方向性	担当課
第5節 歯と口腔の健康 (3)生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進	②「8020運動」の推進	80歳で20本以上の歯がある高齢者の増加を目指し、各種の歯科事業を実施します。また、関係機関と連携して「8020運動」を推進します。	89	各健康教室において、市民の口腔における健康の保持増進の普及・啓発に努めた。 歯科医師会において実施している「8020運動(10月実施)を後援し、市報・ホームページ・ポスター等で周知を図った。	国の推奨する8020運動に基づき高齢者の健康増進を図るために、平成25年度から成人歯科健康診査対象者を拡大し75歳・80歳を増やした。	継続	健康課
第5節 歯と口腔の健康 (3)生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進	③「嗜ミグ30」の普及・啓発	よく噛んで食べることの効用について、健康教室やその他さまざまな機会を通じて周知し、多くの市民が実施することで、健康の保持・増進を図ります。	90	各種保健衛生事業及び歯科健康教室において市民の健康の保持増進の普及・啓発に努めた。 保育園及び児童館歯科教育ヘルシーダイエツト教室	引き続き、保健衛生事業及び健康教室において健康保持増進の普及・啓発に努める。	継続	健康課
第6節 糖尿病・循環器病対策 (1)特定健康診査・保健指導	①特定健康診査	当該年度に40歳以上になる小金井市国民健康保険の被保険者の方及び後期高齢者医療被保険者の方を対象に健診を実施します。	92	糖尿病・循環器病等、生活習慣病予防のため、当該年度に40歳以上になる小金井市国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療被保険者を対象に、身体計測、理学的検査、血圧測定、血液化学検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査等を実施した。基準を超えた国保被保険者については保健指導を実施した。	国保被保険者の受診率は約52%、後期高齢者医療被保険者の受診率は約63%であった。小金井市の受診率は比較的高いものの、受診率は横ばいで大きな増加は見られない。受診率向上のために健診未受診者等に対する支援方法について検討が必要である。	継続	保険年金課
第6節 糖尿病・循環器病対策 (1)特定健康診査・保健指導	②特定保健指導	特定健康診査の受診を促すとともに、特定保健指導の利用勧奨などにより継続して自己管理ができるよう支援します。	92	特定健康診査対象者へ受診券とともにパンフレットを送付し、事業の周知を行った。特定健康診査未受診者へは、勧奨はがきを送付し受診を促した。特定保健指導未利用者へは、再募集・再々募集を行い利用率向上を図った。また、脱落者の発生防止策を講じ、継続して自己管理できるよう支援を行った。	特定健康診査、特定保健指導ともに利用勧奨の効果はみられたが、特定健康診査の受診率は横ばいで、特定保健指導利用率はやや減少傾向であった。引き続き未受診者勧奨等、受診率・利用率向上策を講じる必要がある。	継続	保険年金課
第6節 糖尿病・循環器病対策 (2)健康診査の充実	①フォロー健康診査	特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査の受診者、40歳以上の集団健康診査の受診者等を対象に、検査項目を上乗せして実施します。	92	受診者数は以下のとおり 内科項目＝16,847人 眼科項目＝2,016人	引き続き、特定健診等の上乗せとしてフォロー健診を実施し、市民の健康増進に努める。	継続	健康課
第6節 糖尿病・循環器病対策 (2)健康診査の充実	②集団健康診査	35歳以上40歳未満の市民及び40歳以上で特定健康診査の対象とならない市民を対象に、集団方式で健康診査を実施します。	92	小金井市保健センターにて、4日間実施した。 受診者数は以下のとおり。 若年層(35歳から39歳)＝42人 医療保険未加入者等＝82人	引き続き、若年層健診・特定健診の対象にならない者(生活保護、年度途中で保健が切り替わった者等)の健康診査の機会を提供していく。	継続	健康課
第6節 糖尿病・循環器病対策 (2)健康診査の充実	③肝炎ウイルス検診	40歳以上で、特定健康診査等で肝機能異常を指摘された市民や、過去に肝炎ウイルス検診を受診したことがない市民を対象に肝炎ウイルス検診を実施します。	93	年度末年齢40歳の市民を対象に勧奨通知を送付し、受診を促した。 個別方式として、特定健診等と同時に実施または単独実施。集団健康診査と同時に実施。 受診者数は以下のとおり。 C型・B型＝697人 C型のみ＝5人 B型のみ＝2人	引き続き、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識するため、実施していく。	継続	健康課
第6節 糖尿病・循環器病対策 (2)健康診査の充実	④骨粗しょう症健診	35歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢の女性を対象に、骨粗しょう症健診を実施します。	93	35歳から70歳の節目年齢の女性を対象に集団方式にて実施。要指導、要精密の方へは、当該が実施する骨粗しょう症予防教室を案内した。 受診者数＝207人	引き続き、骨折の主な原因となる骨粗しょう症を予防するために、健診を実施し、市民の健康増進に努める。	継続	健康課
第6節 糖尿病・循環器病対策 (3)健康相談・指導の充実	①成人健康相談	市民の健康保持・増進と疾病予防のため医師、保健師等が市内の公共施設に出張し、健康相談を行います。	93	小金井市医師会、小金井歯科医師会から講師を招き、医科5回・歯科3回の講演会を開催した。また、小金井市医師会に委託し、医師会館でも講演会を行っている。 延べ参加人数 医科・202人 歯科・48人	引き続き、小金井市医師会、小金井歯科医師会から講師を招き、講演会を開催するほか、小金井市医師会に依頼し、医師会館での講演会も開催する。また、講演内容によって参加者数が少ない回もあるため、今後も市民の興味を引く講演内容で実施するよう努める。	継続	健康課
第6節 糖尿病・循環器病対策 (3)健康相談・指導の充実	②健康講演会	小金井医師会、小金井歯科医師会から講師を招き、医科や歯科に関する講演会を開催します。	93	乳がん自己検診法講習会を1回実施したが、参加者は2名と少なかった。 乳幼児健診の際にマンモモデルを設置し、乳がん検診の普及啓発に努めた。	講習会の参加者数を増やすべく、市報、ホームページ等により周知を図ったところであるが、講習会受講者は少なくなっている。	継続	健康課

健康増進計画の進捗状況調査

分野 具体的施策	具体的事業	事業内容・目標	頁	平成24年度実施状況	目標を達成するための課題等	今後の方向性	担当課
第6節 糖尿病・循環器病対策 (3)健康相談・指導の充実	③健康づくりフォローアップ指導	生活習慣病を予防し、健康づくりを推進するため高脂血症予防教室、糖尿病予防教室、ヘルシーダイエット教室、骨粗しょう症予防教室等各種教室を実施します。	93	受講者数は以下のとおり 高脂血症予防教室＝82人 糖尿病予防教室＝6人 ヘルシーダイエット教室＝40人 骨粗しょう症予防教室＝69人 メタボリックシンドローム予防教室(メタボフォロー含)＝22人 フォロー教室＝71人	受講者数の減少や偏りがあり、教室内容について再検討の必要性があると認識しており、市民の健康意識を高め、より参加しやすい内容に変更して実施していきたい。	継続	健康課
第6節 糖尿病・循環器病対策 (3)健康相談・指導の充実	④かかりつけ医の普及	医療機関との連携、協力のもと、各種の保健・医療サービスを身近なところで提供するかかりつけ医の普及を図ります。	93	疾病による相談・問合せ等に対し、医療機関等の情報を提供した	引き続き、疾病による相談・問合せ等に対し、医療機関等の情報を提供し普及に努める。	継続	健康課
第6節 糖尿病・循環器病対策 (4)学校での健康保持増進	①学校保健の指導の充実	食育による子どもの望ましい食習慣や運動習慣づくりを推進するとともに、児童生徒への健康診断結果を踏まえて、健康状態等に応じた保健指導を実施します。	93	定期健康診断の結果により、疾病等見つかった児童生徒に治療勧告を行っている。		継続	学務課
第7節 がんの予防 (1)がん検診の充実	①各種がん検診の実施	がんの早期発見を目的として各種がん検診(胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診)を実施します。	96	各種がん検診の受診者数と受診率は以下のとおり 胃がん検診＝1,447人 3.5% 肺がん検診＝204人 0.51% 大腸がん検診＝5,421人 14.2% 子宮がん検診＝2,682人 15.8% 乳がん検診＝2,153人 17.8%	国・都の計画では、がん検診受診率を50％に設定しており、市としても、さらなる受診率の向上を図っていかねばならない。 他市の事例等を参考に受益者負担の導入について検討する。	拡大	健康課
第7節 がんの予防 (1)がん検診の充実	①各種がん検診の実施	がん検診の意義や有効性についての普及啓発と受診勧奨を行うとともに、受診率の向上を図ります。	96	節目年齢対象者に胃がん、子宮がん検診の受診勧奨を送付した。 特定健診受診券に大腸がん検診の案内を同封し、普及啓発に努めた。 ピンクリボン月間(10月)に、普及啓発のポケットティッシュを駅頭にて配布するとともに、保健センター内にパネル展示をし、乳がん検診の普及啓発を図った。	引続き、受診勧奨等を実施し、受診率の向上に努める。	拡大	健康課
第7節 がんの予防 (1)がん検診の充実	②がん検診後のフォローの推進	要精検者に対する早期受診の促進及び結果把握に努めます。	96	各種がん検診の検診機関と連携して、精密検査者の検査結果の把握に努めた。結果把握率は概ね70％から90％となっている。	現在、要精検者の結果把握は検診機関を通じて行っているが、要精検者本人にも調査を実施する等、結果把握のための検討が必要である。	拡大	健康課
第7節 がんの予防 (2)がん予防の取組の推進	①乳がん検診自己検診法講習会の実施	乳がんへの意識普及・啓発を図るため、医師による乳がんの講演、保健師によるマンモモデルによる講習などを行います。	96	乳がん自己検診法講習会を1回実施したが、参加者は2名と少なかった。 乳幼児健診の際にマンモモデルを設置し、乳がん検診の普及啓発に努めた。 ピンクリボン月間(10月)に、普及啓発のポケットティッシュを駅頭にて配布するとともに、保健センター内にパネル展示をし、乳がん検診の普及啓発を図った。 また、乳がん検診無料クーポン券対象者に受診勧奨を実施した。	引続き、乳がん検診の普及啓発に努める。	継続	健康課
第7節 がんの予防 (2)がん予防の取組の推進	②がん予防に関する健康教育事業の充実	がんについての正しい知識の普及とがん予防のための生活習慣について普及・啓発を図ります。	96	8月15日号の市報でがん検診特集号を掲載した。また、胃・大腸がんについて講演会を実施した。	引続き、がん予防のための普及・啓発を図る。	継続	健康課